

22 障害のある方に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち代表的なものをご紹介します。

各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。



障害者のための国際シンボルマーク

障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。

なお、車に貼りたい方はカー用品を扱う店舗にお問い合わせください。

公益財団法人
日本障害者
リハビリテーション協会

TEL
03-5273-0601
FAX
03-5273-1523



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で 1984 年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられます。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

社会福祉法人
日本盲人福祉委員会

TEL
03-5291-7885
FAX
03-5291-7886



耳マーク

聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助することを示すマークとしても使用されています。

一般社団法人
全日本難聴者・中途失
聴者団体連合会

FAX
03-3354-0046
Eメール
zennancho@zennan
cho.or.jp



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を保有する方（オストメイト）である事と、オストメイトのための設備があることを表すマークです。オストメイト用トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

公益社団法人
日本オストミー協会

TEL
03-5670-7681
FAX
03-5670-7682



「ハート・プラス」マーク

身体内部に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

特定非営利活動法人 ハート・プラスの会

TEL
080-4824-9928
Eメール
info@heartplus.org



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受入が義務付けられています。

東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課

TEL
03-5320-4147
FAX
03-5388-1413



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。

東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課

TEL
03-5320-4147
FAX
03-5388-1413



身体障害者標識(身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署



聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署